

鳥取県選挙管理委員会告示第37号

平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項に規定する掲示場に同法第143条第1項第4号の2及び第5号のポスターを掲示することができることとなる日を平成24年12月4日と定めたので、同法第144条の2第5項の規定により告示する。

平成24年11月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎